

1. 派遣する講師

(1) 外国人講師

講師の出身国のことば、歴史、食生活や生活習慣の違い、子どもの生活(学校生活)などについての紹介や、民族衣装、遊びや舞踊、料理などについて体験活動を行います。
また、出身国におけるオリンピックの話題などを盛り込むことも可能です。
(これらの内容について、英語で話をする事ができる講師については応相談。)

(2) 日本人アドバイザー

事業の実施に向けて、依頼団体及び外国人講師との間で打合せを行い、内容等の調整を行います。
また、自身の海外での活動体験を紹介したり、ワークショップ(異文化理解や開発途上国への理解促進のための参加型学習)を行うこともできます。

2. 事業にかかる経費

(1) 事業実施にかかる費用(講師謝礼及び交通費)は、当協会が負担します。

一つの事業につき、日本人アドバイザーは原則1名を派遣し、外国人講師については制限はありません。
ただし、先着70件までとし、1団体につき1回までの申請とさせていただきます。
詳しくは、お問合せください。

(2) 負担していただく費用

下記費用が必要な場合には、依頼団体の負担となります。

種別	対象	金額	備考
保険料(任意)	講師及びアドバイザー	—	当該事業にかかる保険。 (各団体等で加入しているもの。)
その他活動にかかる費用	—	実費	調理実習の材料費、体験学習等のために講師が新たに購入するものの費用、事業が昼食時をまたぐ場合などの昼食費(給食費)、事業開催地移動に伴う交通費等の実費等

3. 申し込み手続き及び報告等

- (1) 講師派遣を希望する団体は、講師等派遣申請書(様式第1号)を、**必ず実施希望日の1か月前までに**提出してください。
- (2) 講師等派遣決定通知書(様式第2号)により派遣の可否を通知します。
併せて担当する日本人アドバイザーについてお知らせします。その後、アドバイザーから依頼団体へ連絡がいきますので、事前に打合せを行ってください。
- (3) 外国人講師及び日本人アドバイザーが訪問し、事業を実施。
- (4) 講師の派遣を受けた団体は、事業終了後2週間以内に、事業報告書(様式第5号)を、当協会に提出してください。
- (5) 事業を広報する場合は、当協会設立30周年記念ロゴマークの掲載をお願いいたします。

* 講師等派遣申請書及び事業報告書は、当協会のホームページでもダウンロードできます。
(<http://sia1.jp/>)

【申請書等の提出及び問合せ先】

公益財団法人埼玉県国際交流協会 難波・石戸
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階
TEL:048-833-2992/FAX:048-822-3808